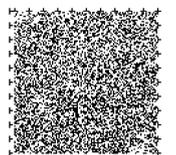


資料編

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。



Ⅰ 調布市高齢者福祉推進協議会

(1) 条例

わたしたち調布市民は、住み慣れたまち「ちょうふ」で生涯にわたって有意義に、かつ、主体的に暮らすことを願う。

わたしたち調布市民は、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような高齢者福祉施策の展開を求めるとともに、自ら活動し、地域の福祉力の向上に努める。

わたしたち調布市民は、超高齢社会を迎える中で、介護保険をはじめとする高齢者福祉を自らの課題として受け止め、市民と行政とが一体となって総合的に高齢者福祉を推進することを目的に、相集い、情報を共有し、協働して課題解決に当たるため、この条例を制定する。

(設置)

第1条 前文に規定する基本理念に立脚し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険を含む高齢者福祉施策（以下「高齢者施策」という。）を総合的に推進するため、調布市高齢者福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

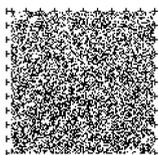
第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、調整等を行うものとする。

- (1) 国、東京都、次条第1項第2号及び第3号に掲げる団体等その他関係する団体からの情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 苦情対応等の総合調整及び事例検討に関すること。
- (3) 介護保険の啓発活動に関すること。
- (4) 介護保険と介護保険以外の高齢者福祉施策とのサービス調整に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画又は法第117条に規定する介護保険事業計画に相当するものとして策定する高齢者総合計画（以下「高齢者総合計画」という。）への市民の意見の反映に関すること。
- (6) 高齢者総合計画等のモニターに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 法第9条第1号に掲げる第1号被保険者及び同条第2号に掲げる第2号被保険者並びにこれらの者以外の市民 5人以内



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。

(2) 市民による地域福祉活動を行う組織，市内で活動する介護支援専門員の組織並びに法の規定に基づき市内で居宅サービス及び施設サービスを行う事業者の組織の推薦する者 3人以内

(3) 保健，医療及び福祉の関係機関等の推薦する者 7人以内

(4) 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）第5条に規定する調布市介護認定審査会の委員 2人以内

2 市長は，特に必要があると認めるときは，前項各号に掲げる者以外の者を臨時に委員として委嘱又は任命することができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は，3年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任することができる。この場合において，再任された後の通算の任期は，6年を超えることができない。

3 前条第2項に規定する臨時の委員の任期は，3年以内の期間でその都度市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は，委員が互選し，副会長は，会長が指名する。

3 会長は，推進協議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 推進協議会は，会長が招集する。

(定足数及び表決数)

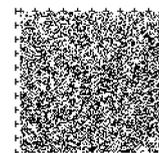
第7条 推進協議会は，委員（第3条第2項に規定する臨時の委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 推進協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

(部会)

第8条 第2条に規定する所掌事項について調査研究するため，推進協議会に部会を置くことができる。

2 前項に規定する部会の組織，運営方法その他必要な事項については，規則で定める。



(顧問)

第9条 推進協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、高齢者施策に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 顧問は、市長、会長その他規則で定める者の求めに応じて、高齢者施策に関する意見を述べ、又は推進協議会若しくは部会に出席する。

(意見の聴取)

第10条 会長又は規則で定める者は、推進協議会又は部会の運営上必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者を推進協議会若しくは部会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 推進協議会及び第8条に規定する部会の会議は、これを公開する。ただし、別に定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、福祉健康部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年6月規則第62号で、同12年6月22日から施行)

附則(平成19年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

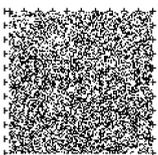
附則(平成20年3月24日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第8条第1項各号の改正規定は、平成20年6月22日から施行する。

附則(平成28年9月23日条例第36号)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間において、この条例による改正後の調布市高齢者福祉推進協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。

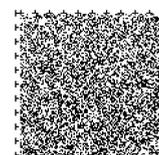
(2) 名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	推薦団体
委員	兼子 久	調布市老人クラブ連合会
	森田 晶子	調布市自治会連合協議会
	大前 勝巳	調布市商工会
	村澤 康太 (若宮 拓郎 ※～R5.9)	公益社団法人調布青年会議所
	林 美幸 (池野上 昇 ※～R4.5)	介護支援専門員調布連絡協議会
	井上 京子	介護保険サービス事業者調布連絡協議会
	関塚 元太 (星野 良二 ※～R5.5)	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
	河西 あかね	東京都多摩府中保健所
	◎小川 聡子	公益社団法人調布市医師会
	横山 源一郎 (村田 功 ※～R5.5)	一般社団法人調布市歯科医師会
	○山内 健嗣	一般社団法人調布市薬剤師会
	長沢 定義 (矢田部 弘行 ※～R5.5)	調布市民生児童委員協議会
	○佐藤 京鼓	調布市地域包括支援センター連絡協議会
	高橋 順子	社会福祉法人調布市社会福祉協議会
	平木 圭子	調布市介護認定審査会
	戸塚 岳泉	
モニター員	飯田 眞理	市民公募
	片方 雅恵	
	嶋田 光信	
	猪狩 徳夫	
	篠原 広明	
	岩月 恵美	
	横山 洋子	
	澤田 正彦	
小畑 佳子		
顧問	市川 一宏	ルーテル学院大学 名誉教授
	内藤 佳津雄	日本大学 教授

◎会長 ○副会長

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。



(3) 開催経過

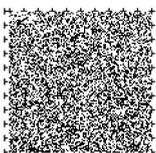
【令和4年度】

回	開催日*		主な内容
第1回	令和4年	7月14日	・各種調査の結果について ・顧問講話
第2回		9月22日	・ケアラー支援について ・見守り体制について ・在宅生活を支えるサービスの充実について
第3回		11月24日	・各種調査の実施について ・地域包括支援センターの機能強化について ・在宅医療相談等の充実について
第4回	令和5年2月9日		・介護保険事業について ・敬老部会報告

【令和5年度】

回	開催日*		主な内容
第1回	令和5年	6月8日	・各種調査の結果について ・計画の施策体系、基本的な考え方（総論）
第2回		7月20日	・介護予防の取組（施策2-1） ・生活支援の展開（施策2-2）
第3回		8月17日	・地域包括支援センターの機能強化（施策1-1） ・地域の見守り体制の充実（施策1-2） ・災害・感染症等への備え（施策3-7）
第4回		9月14日	・在宅生活を支えるサービスの充実（施策3-3） ・虐待防止、権利擁護の推進（施策3-4） ・ケアラー支援の充実（施策3-5）
第5回		10月5日	・医療と介護の連携強化（施策1-3） ・認知症施策の充実（施策3-1） ・情報提供と相談体制の充実（施策3-2）
第6回		11月2日	・住環境の整備（施策3-6） ・介護保険事業の円滑な運営（施策4）
第7回		12月14日	・合同説明会、パブコメの実施 ・計画案（総論・各論）
第8回	令和6年	1月25日	・合同説明会、パブコメの結果 ・計画案（各論）
第9回		2月22日	・第9期調布市高齢者総合計画（案） ・介護保険料について

※上記開催日は全て木曜日



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。

2 用語集

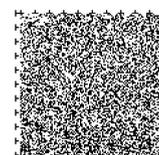
【あ行】

用語	説明
アウトリーチ	「外に手を伸ばす」を意味し、福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと
アーカイブ (アーカイブ配信)	「保存記録」、「書庫」を意味し、本計画では、主に研修や予防事業の映像等をデジタル化して配信することを指し、受講者が時間や場所の制約を受けずに受講できるメリットがある
アセスメント	「客観的評価・査定」を意味し、介護分野では、利用者の自立した日常生活の営みを支援する上での「解決すべき課題を把握する」こと。利用者の生活全般を十分に把握し、その有する能力や取り巻く環境等を評価して、生活の質を維持・向上させる上での問題点を特定する
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するもの
インフォーマルサービス	市や専門機関が制度に基づき提供されるサービスではなく、地域住民やボランティアなどにより提供される支援（P 69 参照）

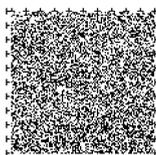
【か行】

用語	説明
介護サービス情報公表システム	全国の介護サービス事業所の情報が検索・閲覧できるシステムのこと。利用者が介護サービスや事業所・施設等を比較・検討して適切に選択するための情報を提供する仕組み
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談、適切な居宅・施設サービスを利用するためのケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整等を行う専門職。利用者が必要とする全てのサービスを調整する（ケアマネジメント）重要な役割を担う
介護予防サービス	介護保険を利用して受けられるサービスのうち、要支援1、2の認定を受けた方が利用できるサービス
介護予防支援	P 93 参照
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	従来、全国一律で実施されていた介護予防給付を、要支援の認定を受けた方の多様な生活ニーズに対応するため、従来の規制を緩和し、NPO やボランティアなどを含めた多様な主体による、地域の実情に応じた多様なサービスを総合的に提供する仕組み（P 68 参照）
介護ロボット	「情報を感知」「判断し」「動作する」の3つの要素技術を要する、知能化した機械システムのことをロボットと定義する。介護ロボットの種類として、移乗支援、移動支援、排せつ支援、認知症等の方の見守り支援などがある
家事援助ヘルパー (調布市高齢者家事援助ヘルパー)	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の市基準の訪問型サービスを提供する、調布市独自のヘルパー。対象者の自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理など生活援助を行う

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部次頁の内容が収録されております。



用語	説明
通いの場	「介護予防・フレイル予防」, 「閉じこもり予防」, 「健康づくり」等のため, 集会所などにおいて地域の住民が運営する集いの場
基本チェックリスト	介護予防の必要性や利用すべきサービス区分(一般介護予防事業・サービス事業及び給付)の振り分けを行うためのツールで, 運動機能の低下, 低栄養, 口腔機能の低下等の項目から構成される。総合事業を利用の際には, 市や地域包括支援センターに相談に来た高齢者に対して, 基本チェックリストを活用して本人の状態等を確認する
給付適正化	介護サービスを必要とする方を適正に認定し, 適切なケアマネジメントを実施し, 事業者が適正にサービスを提供するよう促すこと (P105参照)
協議体	地域支え合い推進員と多様な主体が参画し, ネットワークを構築することで課題解決を目指す組織のこと。地域の「自助」「互助」の拡充を図り, 地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進する。調布市では, 第1層(市全域, セカンドライフ応援キャンペーン運営検討会)と第2層(福祉圏域)に設置
居住支援協議会	P83, 114参照
居宅介護支援	P93参照
居宅サービス	P89参照
ケアプラン	要支援, 要介護に認定された本人等の希望やアセスメントの結果等に基づき, 解決すべき課題に対する最も適切なサービスが提供されるよう, 総合的な援助の方針, サービスの目標・達成時期, サービスの種類・内容等を定めた利用計画。原則, 要介護の方のケアプランは居宅介護支援事業者が作成し, 要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成する
ケアプランデータ連携システム	介護事業所間で頻繁にやり取りされるケアプラン(一部)に関するデータを連携することで, ケアマネジャー等の文書作成に要する負担の軽減を図るもの
ケアマネジメント(介護予防ケアマネジメント)	利用者自身の選択と心身の状態に応じた介護サービスを一体的に提供するための仕組み。アセスメント, サービス担当者会議, 説明・同意, モニタリング等を経て作成・変更したケアプランに基づきサービスを提供する
ケアマネジャー	用語集「介護支援専門員」参照
ケアラー	心や身体に不調のある家族等の看病・療育・世話・気遣いなどを無償で担う人のこと
ケアラーサポーター養成講座	ケアラーの視点に立つ重要性, ケアラーの想いを聞き出す関係づくり等を学び, ケアラーに対する理解を深める。ケアラー支援グループをサポートし, ケアラー支援をともに考えていける人材を増やす
権利擁護事業	用語集「地域福祉権利擁護事業」参照
広報協力員	地域包括支援センターの周知活動を住民に近い立場で行うボランティア。地域に出向いて地域包括支援センターのPRや地域課題の把握・共有, 地域のネットワークの活性化を推進



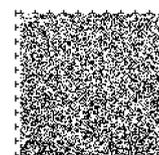
※音声コードに収録できる文字数に制限があるため, 一部次頁の内容が収録されております。

用語	説明
国民健康保険団体連合会	国民健康保険の保険者（市区町村）が共同して事務処理等を行うため、各都道府県に設置している法人。①保険者の事務の共同処理，②診療報酬の審査支払，③保健事業等を行う。このほか，介護保険法において，①介護給付費の請求に対する審査支払，②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者施設に対する指導や助言を行う。また，介護給付費等請求審査を行うために，国民健康保険団体連合会には介護給付費等審査委員会が置かれている

【さ行】

用語	説明
サードプレイス	自宅（＝ファーストプレイス）や学校・職場（＝セカンドプレイス）でもない，居心地の良い「第3の居場所」のこと。本計画では，カフェ（飲食店）や公園，図書館，公民館などを指す
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談等，高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅
在宅医療	住み慣れた自宅等で安心して医療を受けられる仕組み。医師，歯科医師，薬剤師，看護師，理学療法士など多くの専門職の協力の下に必要な治療を受けることが可能
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう，医療機関と介護事業所等の関係者が協働・連携し，在宅医療と介護の一体的な提供を推進する事業
在宅療養推進会議	在宅医療・介護連携推進事業を推進するため，医師・歯科医師・薬剤師・看護師・介護保険サービス事業者・包括等が参加し，課題共有や目指す姿・提供体制・連携の在り方等を検討
三師会	医師会，歯科医師会，薬剤師会のこと
資源	用語集「地域資源」参照
施設サービス	介護保険施設に入居する要介護認定者に対し，施設サービス計画に基づいて提供されるサービス（P96参照）
じぶんノート （調布市版エンディングノート）	もしものとき，自分自身や家族のために伝えたいことを書き残しておくノートのこと
社会貢献型後見人 （市民後見人）	弁護士等の専門職や親族以外で，市区町村等が実施する研修や実習を受けて養成され，成年後見制度の趣旨と内容を理解し，社会貢献的な精神で後見業務を担う人
社会的責任 （CSR）	企業活動において，社会的公正や環境などへの配慮を組み込み，従業員，投資家，地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動を取るとともに，説明責任を果たしていくことを求める考え方。 CSRは，Corporate Social Responsibilityの略
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症をいう。老年期に発症するものとの間に病理的な違いがあるわけではないが，老年期で発症する認知症とは異なる様々な社会的，家庭的問題を引き起こす
重層的支援体制整備事業	地域共生社会の充実に向けて，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（P76参照）

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため，一部次頁の内容が収録されております。



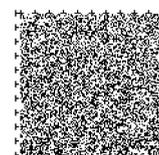
用語	説明
住宅確保要配慮者	低額所得者，高齢者，障害者，子ども養育者，被災者や外国人等（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）
常設通いの場	誰もが気軽に立ち寄れる全世代に開かれた常設の居場所のこと。調布市では，専有・常設の場として，地域の生活課題を有する住民からの相談を受け，専門職につなぐことのできる相談体制があり，高齢者が主体的に参加できるプログラムを4つ以上，原則週4日以上開所している場所のことを指す
シルバーピア （市営・都営）	市や東京都が，民間賃貸住宅を借り上げ，住宅に困窮する低所得者向けに提供している住宅
住まいぬくもり 相談室	高齢者を含む住宅確保要配慮者等から，調布市居住支援協議会（すまいサポート調布）の相談員が相談者の状況を伺い，適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス，行政支援などにつなげる
成年後見制度	認知症や障害等により，物事を判断する能力が十分ではない方の財産管理や生活を，後見人等が法律的に支援する制度のこと（P80参照）
セカンドライフ 応援キャンペーン	企業・地域団体等が独自に行う支援・サービス・活動等を集約・公表するキャンペーン（P67参照）
総合事業	用語集「介護予防・日常生活支援総合事業」参照

【た行】

用語	説明
退院・退所加算	ケアマネジャーが担当する利用者の退院・退所に際し，医療機関や介護保険施設等からの情報を基にケアプランを作成し，関係機関と連絡調整した場合に介護報酬に加算するもの
多摩南部成年 後見センター	調布，日野，狛江，多摩，稲城の5市が共同運営するセンター。第三者による成年後見を受けることが困難な，所得や財産のない方に後見事務を提供する
団塊ジュニア世代	おおよそ昭和47年から49年までに生まれた世代
団塊の世代	戦後，昭和22年から24年までに生まれた世代
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えてつながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会（P43参照）
地域ケア会議	地域包括支援センターが，担当地区ごとに行う会議。自治会や民生委員・児童委員，ケアマネジャー，医療機関など地域の関係団体に参加を呼びかけ，高齢者個人が抱える課題の共有・解決に向けた検討，それを支える社会基盤の整備・政策形成を推進
地域支え合い推進員 （生活支援コーディネーター：SC）	高齢者の日常生活上の生活支援体制を充実・強化することを目的として配置。地域の様々な関係者と情報交換することで地域高齢者の福祉ニーズを把握し，そのサービスの開発や地域における多様な担い手の育成を行う
地域支援 事業	要介護状態になることを予防するとともに，要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，市区町村が主体となっていく事業（P98参照）

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため，一部次頁の内容が収録されております。

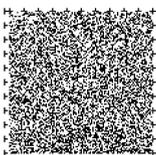
用語	説明
地域資源	各地域に存在する特徴的なものを活用可能な資源として捉えた、人的・物的資源の総称。本計画では、各種活動グループ・地域団体、福祉・医療関係者・機関、各種福祉サービス・制度、民間企業（交通・金融・配達・小売等）、学校・寺社・公園・公共施設等を幅広く含む
地域福祉権利擁護事業	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業。①福祉サービス利用援助事業、②当該事業に従事する者の資質向上のための事業、③福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発事業に分類され、調布市社会福祉協議会が実施
地域福祉コーディネーター（CSW）	制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、生活課題の解決に向けた取組を行う人材。地域の生活課題やニーズを発見し、受けとめ、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行う
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み・システム
地域包括ケア「見える化」システム	介護保険や医療に関連する情報が地図やグラフを用いて「見える化」され、都道府県や保険者間で比較分析できるシステム。介護保険に関連する情報として、厚生労働省が実施する公的統計調査や自治体ごとの要介護（支援）認定に関するデータなどが閲覧できる。地域の特性に合わせた地域包括ケアシステムの構築には、各自治体がそれぞれの特徴や課題を客観的に把握することが求められており、厚生労働省では介護・医療関連情報の「見える化」を推進
地域包括支援センター	高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護等に関する様々な相談ができる総合相談窓口。地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、多様なサービス、地域資源の利用、ネットワーク構築のほか、虐待対応、認知症施策や医療と介護の連携を推進
地域マネジメント	地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のこと。地域マネジメントの実施に当たり、「どのような地域社会をつくりたいか」という理念と、その進捗を評価できる具体的な「目標と指標の設定」が重要
地域密着型サービス	P93, 101参照
チームオレンジ	認知症の人・家族のニーズを引き出し、そのニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、必要な支援、社会参加支援を行う仕組みのこと。認知症施策推進大綱で令和7（2025）年までに全ての市町村で取り組むことが目標とされている
中等度難聴者補聴器購入費助成	中等度の聴覚障害を有する方に対し、補聴器購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって家庭や地域、社会との関わりの中で生き生きと活動できるよう支援する事業



用語	説明
調整済み認定率	認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を指す。一般的に、高齢（後期高齢者）になるほど認定率は高くなる。そのため、第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均またはある地域の1時点と同じになるよう調整することで、性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間や時系列で比較がしやすくなる
ちょうふ在宅医療相談室	病院医療から在宅医療への円滑な移行を目的として、訪問医の紹介と在宅医療に関する相談を行う窓口
ちょうふ地域福祉権利擁護センター	調布市社会福祉協議会が事務局。高齢者や障害のある方に対して、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れや支払いの手伝い、年金証書や通帳等の書類の預かりサービスを行う
調布ライフサポート	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的理由等で生活にお困りの方に対する総合相談窓口、調布市社会福祉協議会内に設置
電子申請・届出システム	介護分野の文書等に係る事務負担の軽減を図るため、介護サービス事業所の指定申請等をオンライン化したシステム。介護サービス情報公表システムを機能拡張し、ウェブ入力・電子申請による対面を伴わない申請書類の提出を実現
動画共有サービス	インターネット上において、不特定多数の利用者が投稿した動画を不特定多数の利用者で共有して視聴できるサービスのこと

【な行】

用語	説明
入院時情報連携加算	ケアマネジャーが担当する利用者の入院に際し、病院や診療所に対して必要な情報を提供した場合に介護報酬に加算するもの
(医療・介護関係者のための) 入退院連携ガイドブック	地域と病院における切れ目のない迅速な連携を目指し、日頃の生活状況を知るケアマネジャーと、病院の入退院支援の前線に携わるスタッフ（入退院支援看護師、医療ソーシャルワーカー、病棟看護師等）に焦点を当て、双方の支援者がどのような視点やプロセスで支援しているのかをまとめたガイドブック
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や医療、介護職、認知症サポーター等の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。介護者の負担軽減や認知症についての正しい知識の普及など、認知症の人や家族を支える地域のつながりを深めることが期待される
認知症ケアパス（認知症ガイドブック）	認知症が疑われる状態から症状が進み、常に介護が必要な状態に至るまで、症状や状態に応じて受けられる医療や福祉サービス、相談窓口、本人・家族の心構えを一連の流れでまとめたもの。（「認知症ガイドブック」）行政、市民、介護福祉関係者、医療関係者のそれぞれの取組を示し、地域全体で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターが調布市や当事者の実情、認知症に関する情報を更新することで、チームオレンジや認知症サポート月間等の活動に一步前進することを促す講座のこと。ゆうあい福祉公社に委託



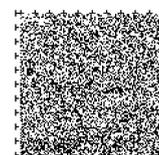
※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

用語	説明
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を深めるとともに、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で見守り・手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座のこと
認知症サポート月間	9月21日の「世界アルツハイマーデー」にちなみ、調布市では令和3年度から、9月を「認知症サポート月間」として様々な認知症に関する啓発活動や講座を実施する
認知症疾患医療センター	地域における認知症医療の中心的役割を担う専門的医療機関のこと。都道府県及び指定都市が指定・整備を進める。認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に関する急性期治療、地域の医療介護との連携・相談などを実施。調布市では、青木病院が指定されている
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家が、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。主な構成メンバーは、医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャー、地域包括支援センターなど
認知症地域支援推進員	地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う。市内の全地域包括支援センターに配置
認知症徘徊高齢者探知システム	徘徊のある方に探知機を所持させることにより、徘徊者の位置を特定するシステムのこと。マットレスタイプ（重量センサー）、赤外線センサータイプ、送信機タイプ（GPS）など
認知度（認知）	事業や制度内容が広く知られ、ある程度中身について理解されている割合（状態）のこと。本計画では、高齢者等に関する施策、制度、相談窓口、事業・取組等の認知度を指す

【は行】

用語	説明
ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別的支援）	健康状態が不明な方（一定期間健診や医療未受診かつ介護保険未利用者）を把握し、家庭訪問による健康状態の把握、健康相談、受診勧奨を行うとともに、必要なサービス・支援へつなぐ取組のこと
バックベッド体制	在宅療養している高齢者等やその家族が、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、容体の急変時や介護する家族の休養が必要な場合等に、速やかに入院できる（ベッドを準備してもらえる）体制を整備すること
避難行動要支援者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する方のこと
被保険者	介護保険の加入者であり、介護が必要となられた際に保険給付の対象となる方。65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満で医療保険加入者の第2号被保険者に分かれる

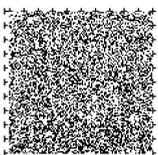
※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



用語	説明
標準乗率	介護保険制度の持続可能性の確保や低所得者の負担軽減等の観点から、負担能力に応じた介護保険料を段階的に設定するため、基準保険料に乗ずる割合のことを指す。国において基準となる13段階の標準乗率が示されており、各自治体は地域の実情等において13段階以上の保険料の多段階化が認められている
福祉圏域	日常生活圏域を指す（P48参照）
福祉サービス 第三者評価	利用者が福祉サービスを選択する際に、それぞれの福祉サービス提供事業所の特徴を把握し、比較・検討することで、より良い選択につなげるとともに、福祉サービスの質の向上を目的とした評価公表制度
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響により、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のことであり、「健康」と「要介護状態」の間に位置する。したがって、フレイル予防はより早期からの介護予防（要介護状態の予防）を意味する。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。予防のためには栄養と運動に社会参加を加え三位一体として取り組むことが大切
包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の充実など、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な環境の整備を行う事業 （P69, P99参照）
報酬等助成制度	低所得者の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬に対して助成するもの
法人後見	社会福祉法人、社団法人やNPO法人等の法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う
ポピュレーション アプローチ （通いの場等への 積極的な関与等）	市民の通いの場等へ医療専門職等が出向き、フレイル予防等の健康教育を実施するとともに、フレイル状態にある高齢者の早期発見、必要に応じた個別相談・サービス（支援）につなぐ取組のこと

【ま行～ら行】

用語	説明
看取り	死を避けられないとされた人が、自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活が送れるよう支援すること
みまもっと	P59～P61参照
ヤングケアラー	家族に介護・介助・世話等を必要とする人がおり、通常大人が担う家事や介護などを行う18歳未満の子ども
有料老人ホーム （介護付）	介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受け、介護等のサービスを提供する高齢者向け居住施設
有料老人ホーム （住宅型）	食事等の生活支援サービスが付いた高齢者向け居住施設。介護が必要な場合は別契約で外部の介護サービスを利用する

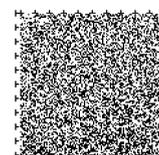


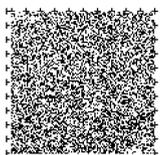
※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

【A～Z・数字】

用語	説明
ACP	アドバンス・ケア・プランニングの略で、人生会議ともいう。将来の変化に備え医療・介護のケア・看取り、心づもり等について、本人、関係者が話し合い本人の意思決定を支援する
BCP	不測の事態が発生した後の速やかな復旧に係る方針・体制・手順等を示した計画（P 8 5 参照）
BPSD	Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略で、認知症における周辺症状（行動・心理症状）を指す。この症状は、記憶障害や見当識障害等の中核症状に付随して発生する二次的な症状であり、うつ、無気力、無関心、徘徊等の症状がみられる。この BPSD に着目したケアの提供等をサポートするプログラムとして「BPSD ケアプログラム」があり、利用者の QOL（生活の質）や介護事業所における認知症ケアの質の向上が期待される
DX	デジタルトランスフォーメーションの略。AI（人工知能）やICT等のデジタル技術を取り入れ、介護業務・仕事の流れを変革する取組
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の総称。介護現場における主な ICT 化には、ICT 機器・ソフトウェア・クラウドサービス等を活用した情報（介護記録・請求等）の電子化による事務の効率化・負担軽減、職員間・事業所間・多職種等との情報共有・コミュニケーションの円滑化、また、利用者の見守り、職員の研修・育成や利用者家族との連絡・面会等の多様な場面で導入が期待される
KDBシステム	国保データベースシステムの略。国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画作成・実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」、「個人の健康に関するデータ」を作成・提供し、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施を支援するシステム
LGBTQ	セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉のこと。 Lesbian(レズビアン) 同性を恋愛の対象とする女性 Gay(ゲイ) 同性を恋愛の対象とする男性 Bisexual(バイセクシュアル) 同性も異性も恋愛対象となり得る人 Transgender(トランスジェンダー) 体の性と心の性が異なる人 Questioning(クエスチョニング)又は Queer(クイア) 性的指向や性自認が定まっていない人
MCS	メディカル・ケア・ステーションの略。医療介護専用の完全非公開型コミュニケーションツールの一つであり、多職種連携をサポートし、患者、家族との連絡が安全に行える。ちょうふ在宅ネットは、このシステム内で調布市医師会が運営する他職種連携のグループであり、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャー・ヘルパー等が参加（P 6 3 参照）
10の筋力トレーニング	「生活に必要な動作を10年後も変わらず出来ること」を目標に、歩く、立つ、座る、またぐ、昇る、降りるといった日常生活動作に応じた筋肉を10種類の筋力トレーニングで鍛えるもの。調布市では、初級・中級・上級で構成

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。





※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

刊行物番号

2023-233

調布市高齢者総合計画

第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

発行：調布市

編集：福祉健康部 高齢者支援室

所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

Tel 042-481-7149 Fax 042-481-4288

E-mail kourei@city.chofu.lg.jp

発行年月：令和6（2024）年3月

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

